



アンサンブル



2024.6.11
No. 5

交通安全教室に関連して

先日、学校ホームページで紹介させていただきましたが、6月4日（火）に「交通安全教室」を行いました。詳しい活動の様子は、学校ホームページをご覧ください。幸いです。

さて、毎年5月は「自転車月間」になっていることをご存じでしょうか。これは、昭和56年5月に「自転車の安全利用の促進及び自転車駐車場の整備に関する法律」（自転車基本法）が施行されたことを記念して決められたもので、現在では、自転車活用推進法で定められています。また、5月5日が「自転車の日」として定められています。つまり、5月は特に、自転車をもっと活用したり、自転車に安全に乗ることができるように、ルールやマナーを確認したりしましょうという月になっています。

調べてみると、全国で、令和5年中に起こった子ども（幼児～中学生）の交通事故発生件数の68.5%は、自転車に乗っていたそうです。事故全体の39.4%が、出会い頭（飛び出し）が原因となっています。

自転車はとても便利なものです。しかし、正しく利用しないと、重大な事故に遭うばかりか、事故の加害者になるケースもあります。しっかり点検・整備をした自転車に乗ることはもちろん大切ですが、自転車に乗る時に気を付ける5つのルールがあります。「自転車安全利用五則」です。



- ① 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先
- ② 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- ③ 夜間はライトを点灯
- ④ 飲酒運転は禁止
- ⑤ ヘルメットを着用



毎日のように交通事故のニュースが飛び込んできます。近年では、通学路での登下校中の事故も起こっています。交通安全教室やさまざまな避難訓練は、命を守る大切な勉強です。これ以上大切な勉強はありません。

交通安全教室や避難訓練を通して、「自分の命は自分で守る」自助意識を向上させていきます。